

地方債について

緊急自然災害防止対策事業費の大幅拡充・延長

- 近年、災害が激甚化・頻発化する中、地方団体が引き続き防災・減災、国土強靱化対策に取り組めるよう、緊急自然災害防止対策事業費について対象事業及び事業費を大幅拡充した上で、事業期間を延長
- 政府を挙げて取り組む流域治水対策等を対象事業に追加し、所要事業費として1,000億円を増額
- 延長期間は、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の期間を踏まえ、5年間とする

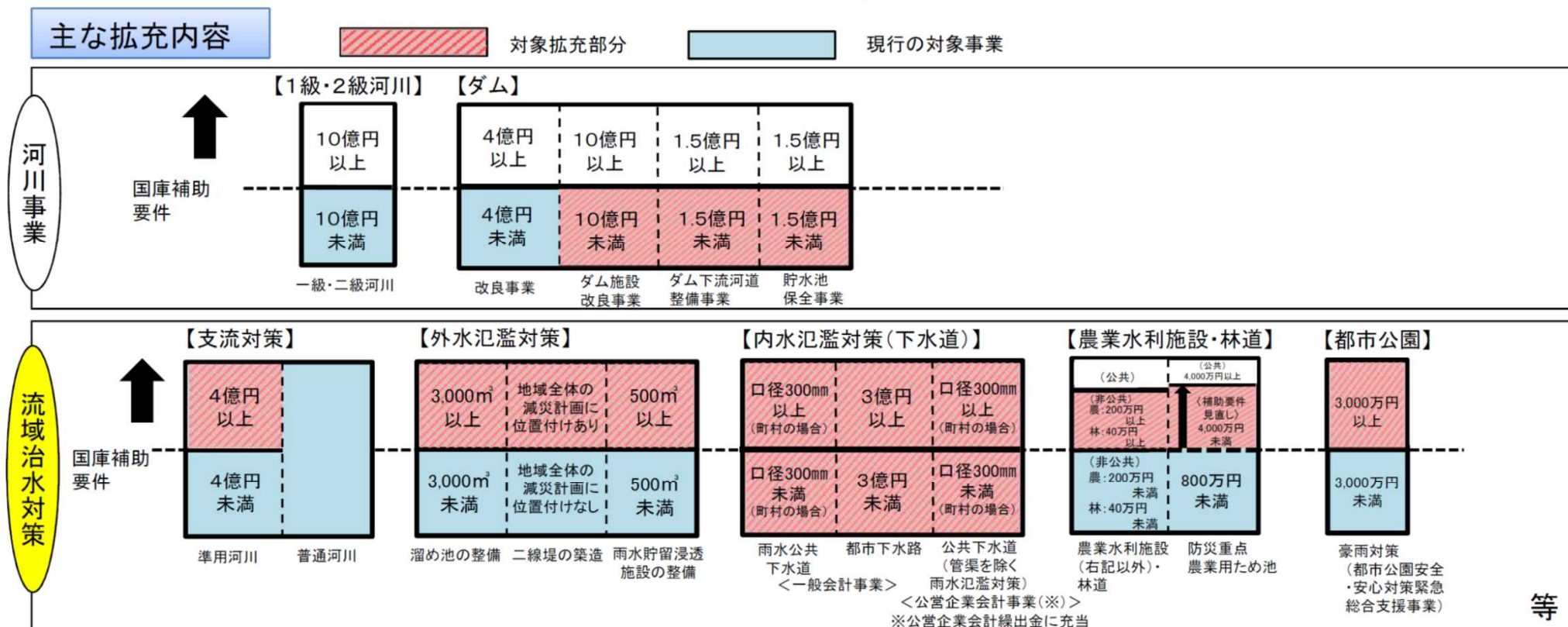
【事業期間】 令和3年度～令和7年度

【事業費】 4,000億円（令和2年度：3,000億円（対前年度比：+1,000億円増、+3割増））

【地方財政措置】 充当率100%、交付税措置率70%

【対象事業】

1. 流域治水対策に資する地方単独事業を対象事業として拡充



2. 道路防災について、小規模事業に限るとの現行の要件を撤廃した上で、橋梁・道路の洗掘・流失対策を追加

※現行の対象施設：道路防災（法面・盛土対策・冠水対策等）、河川、治山、砂防、地すべり、急傾斜地崩壊、農業水利防災、港湾・漁港防災 等

公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）について

公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進するため、「公共施設等適正管理推進事業債」について、長寿命化事業の対象を拡充（平成31年度から橋梁、都市公園施設等を追加。事業期間は、平成29～33年度の5か年）。

対象事業

【公共用建築物】

- ・施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる事業

【社会基盤施設】

- ・所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業（10年以上の長寿命化が見込まれる一定の規模以下等の事業）

（道路（舗装、小規模構造物、橋梁等）、河川管理施設、砂防関係施設、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設）
（下線部分を平成31年度から拡充）

財政措置

公共施設等適正管理推進事業債（充当率90%）

元利償還金の30～50%※を地方交付税措置

一般財源

【参考】対象事業（例）

○道路（舗装の表層に係る補修）



○道路（橋梁の修繕）



○都市公園施設（テニスコートの改修）



※財政力に応じて措置

緊急浚渫推進事業

- 河川氾濫等の大規模な浸水被害等が相次ぐ中、維持管理のための河川等の浚渫（堆積土砂の撤去等）が重要
- このため、地方団体が単独事業として緊急的に河川等の浚渫を実施できるよう、令和２年度から令和６年度まで、緊急的な河川等の浚渫経費について特例地方債の発行を可能とした
- 近年、防災重点農業用ため池等の決壊等により、人家、公共施設及び農地へ被害が発生しているため、令和３年度から、防災重点農業用ため池等を対象施設に追加

1. 対象事業

（下線部分が令和３年度地方財政対策での拡充部分）

各分野での個別計画（河川維持管理計画等）に緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川、ダム、砂防、治山、防災重点農業用ため池等に係る浚渫

- ※１ 防災重点農業用ため池等とは、農業用ため池及び土地改良施設のうち貯水能力を有する施設（クリーク及び農業用ダム等）を指す
- ※２ 河川は、一級河川、二級河川、準用河川、普通河川が対象
- ※３ 浚渫には、土砂等の除去・処分、樹木伐採等を含む
- ※４ 河川、ダム、砂防、治山、防災重点農業用ため池等に係る浚渫について、国土交通省等より対策の優先順位に係る基準を地方団体に対して示した上で、各地方団体において各分野の個別計画に緊急的に実施する箇所を位置付け

2. 事業年度

令和２～６年度（５年間）

3. 地方財政措置

充当率：１００％ 元利償還金に対する交付税措置率：７０％

4. 事業費

令和３年度：１，１００億円（対前年度比＋２００億円）

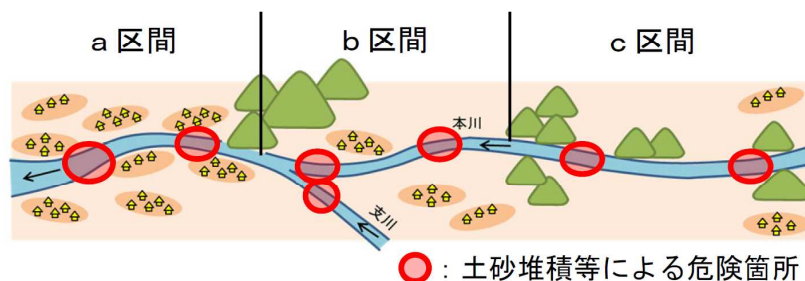
＜ため池の浚渫工事＞



＜参 考＞ 河川の浚渫の例

堆積土砂率や人家への危険度に応じて、対策の優先度の高い箇所を河川維持管理計画等に位置付け、緊急的に浚渫を実施

【河川の区間区分（イメージ）】



【危険度の区分】

- a 区間：維持管理上特に重要な区間（洪水予報河川、水位周知河川、水防警報河川等）
 - b 区間：維持管理上重要な区間（a 区間以外で氾濫による人家への影響が生じる河川の区間）
 - c 区間：氾濫による人家への影響が殆どない河川の区間
- ※ただし、複数箇所でも氾濫する場合や、浸水範囲に要配慮施設や道路等が含まれる場合など、影響が大きい場合がある。